

令和6年第12回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年12月25日（水） 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開 会 時 刻	午前 9時51分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
閉 会 時 刻	午前10時08分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
議 長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席
1	沼 田 富 子	出席	高 沢 健 二	出席
2	岡 野 と し 子	欠席	小 川 清 志	出席
3	比 留 間 正 道	欠席	吉 澤 弘 次	出席
4	須 藤 良 春	出席	新 井 一 三	出席
5	町 田 弘 之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼 倉 裕 之	出席		
7	小 川 佐 智 恵	出席		
8	長 谷 川 正 博	出席		
9	新 井 正 美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職 名	氏 名
			主 任	岩 波 圭 介
			会計年度任用職員	松 本 利 秋
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見 具申について			
日程第3	報告第12号 報告事項について			
日程第4	その他			
議事（担当）		内容		
開会	議長	農業委員9名中7名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和6年第12回農業委員会総会を開会します。		
日程第1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号1番 沼田 富子 委員 議席番号4番 須藤 良春 委員 を指名します。		

日程第 2	議長	議案第 26 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見具申について」を議題といたします。 1 番について、事務局より説明願います。
	事務局	申請地は、鶴ヶ島市役所の南約 700 メートルに位置する第 1 種農地で、当初から農用地の指定はされていません。 借受人は、鶴ヶ島市の賃貸アパートに妻と子ども 1 人の 3 人で生活しています。 借受人は長男であり、将来は実家を継承して行く立場です。 父親は現在 65 歳であり、そろそろ近隣のお付き合い等を借受人に引継いで行きたいとの意向があるようです。また、今後の両親の介護や子どもの育成への協力など、お互いに好都合であるため、実家の隣接地への建築を計画したとのことです。 借受人は不動産を所有しておらず、実家においても建築に適した土地は他に無かったとのことです。そのほかに市街化区域と市街化調整区域の宅地や畑なども探しましたが、適地は見つからなかったとのことです。 申請地周辺は生まれてから婚姻するまで生活した場所であり、これから先この地で生活して行くことに関して、両親も家族も希望しているとのことです。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	借受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の

	挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
議長	次に２番について、事務局より説明願います。
事務局	申請地は、鶴ヶ島市役所の北東約３００メートルに位置する第３種農地で、当初から農用地の指定はされていません。 譲受人は、毛呂山町の賃貸マンションに妻とこども１人の３人で生活しています。 夫婦互いの仕事の荷物や家財道具も増える中、令和６年５月に長男が生まれ、新たに家族３人で生活するには手狭であるため、自己用住宅の建築を計画したとのことです。 建築にあたっては、譲受人の職場までの通勤時間がおおむね変わらないこと、妻の職場までの通勤時間が短縮されること、譲受人の実家に近い場所であることなどを条件にしたとのことです。 持家や住宅建築するための土地を所有していないため、市街化区域と市街化調整区域の宅地、雑種地、山林、農地を含め各地を探し、条件に見合う土地が見つかりませんでした。 申請地は上記の条件を満たしており、日常生活で利用するスーパー、ホームセンター、飲食店なども車や自転車で行ける非常に便利な立地です。 また、車の駐車スペースも確保でき、まさに希望通りの土地です。加えて、将来こどもが通う小学校までも徒歩で１０分と近く、この土地での新しい生活や子育てを始めるにはまったく不安のない場所であるとのことです。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	報告第12号「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和6年第10回総会における審議案件 1件 令和6年第11回総会における審議案件 なし ・農地法第5条の規定による許可の取消申出について なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 1件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 6件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 1件 ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	農業委員	農地法第4条の転用届出専決処分の転用目的は農業用としての駐車場か。
	議長	事務局より説明願います。
	事務局	貸し駐車場又は事業用駐車場の用地として転用したい旨、農地所有者本人から届出があったものです。
	議長	その他、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見等なし)

	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第 4	議長 事務局	その他について、事務局より説明をお願いします。 特にありません。
議事録の署名	議長 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2 名）の 3 名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和 6 年第 1 2 回農業委員会総会を閉会します。